

経営継承応援資金のご案内

問 産業建設課 産業係 ⑱番窓口 Tel64-1124

親の農業経営を継承される方、新たに農業経営を開始される方を支援します。
支援を希望される方は期限までに、お申し込みください。

●支援対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

ただし、親の農業経営を継承する場合、継承する経営あたりの対象者は1人とします。

①認定新規就農者である

(認定新規就農者とは、就農地の市町村で青年等就農計画の認定を受けた方です)

②経営開始時の年齢が61歳以下である

(親の経営を継承し、対象者自身が経営主となり、経営を開始する必要があります)

③令和8年1月1日から12月31日に経営を開始した方

④年150日かつおおむね1,500時間以上の農業従事が確実である

⑤国の支援策(新規就農者育成総合対策等)を受けていない

●資金の交付金額

1人あたり50万円(資金の使途は問いません)

申込締切 9/30(水)



建物を取り壊したときは 届出が必要です

問 住民生活課 税務係 ①②番窓口

Tel64-1106

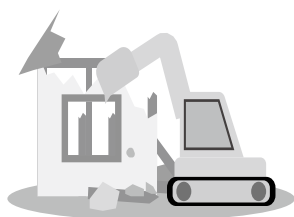
建物(住宅、車庫、倉庫、店舗、工場、その他家屋)を取り壊した場合は、滅失届の提出が必要です。手続きしないまま放っておくと、固定資産税の課税誤りの原因となってしまいます。

滅失届は、湯浅町ホームページからダウンロードできます。また、滅失届を提出後、必要に応じて現地調査を行うことがあります。



※登記されている建物については、不動産登記法により、建物が滅失した日から1カ月以内に法務局で「建物滅失登記の申請」を行う必要があります。

和歌山地方税務局 Tel 073-422-5131



粗大ごみ日曜集団回収の ご案内

問 住民生活課 環境係 ⑤⑥番窓口

Tel 64-1102

平日、粗大ごみを処分する時間のとれない方はこの機会をご利用ください。

また、一人暮らしのお年寄りの方や身体が不自由な方等で、どうしても自力で運べない方は、9月25日(金)までにご連絡ください。

※平日でも粗大ごみの処分は民間業者が実施しますのでご相談ください。

日 時

10月4日(日)

9時～12時

【雨天決行、荒天の場合中止】

回収場所

湯浅町役場駐車場

処分費用

有料

(民間業者が査定します)



※テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは家電リサイクル法により回収できません。